

# 平成23年度の

私たちの地域は私たちの手で  
もっと住みよく、暮らしよく

# わくわく事業を募集します

## 下山地域わくわく事業募集要項

### わくわく事業とは

わくわく事業は、地域資源(人、歴史、文化等)を活用し、地域課題の解決や、地域の活性化に取り組む事業を支援する制度です。団体からの申請を下山地域会議が審査して、市が助成をします。

### 募集期間

平成23年 4月 1日(金) ~ 平成23年 4月20日(水)

### 応募資格・要件

次の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- ・原則として5人以上で組織された団体
- ・活動が当該地域の多数の住民に支持されると認められる団体
- ・政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体



### 対象事業

平成24年3月31日までに完了する事業で、自ら発意・企画し、自主的に地域のために取り組む事業です。

- ・保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業
- ・地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業
- ・安全・安心な地域づくりを推進するための事業
- ・地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- ・子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- ・地域の特性を生かした産業振興のための事業
- ・地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業
- ・その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業



**対象外事業**：市や市の外郭団体などの助成制度を受けている事業、その他市長が適当でないと認めた事業

## 補助の内容

- ・下山地域全体での事業総額は500万円以内で、1団体の上限は100万円です。
- ・事業に対する補助率は100%以内です。ただし、備品購入費は1品目につき購入費の50%補助とします。
- ・地域会議の審査会により、申請した金額からの減額や事業の実施について条件が付く場合があります。

## 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、事業の目的を達成するために直接必要な経費<sup>1</sup>とします。

1 講師謝礼、消耗品、燃料費、印刷製本費、保険料、使用料、原材料費など

**対象外経費**：団体の事務所等を維持するための経費、団体の経常的な活動に要する経費、団体の構成員に対する食糧費（作業時のお茶代は可）、用地取得費など

別表1 に定める

## 応募方法

必要事項を記入し、下記の必要書類を添付のうえ下山支所地域振興担当へ提出してください。

交付申請書 事業概要 年間活動計画書 予算書  
会員名簿・同意書 規約、会則 その他審査で必要な書類  
事業成果検証シート（同一事業における継続交付団体申請3回目以降）

申請書類は、市ホームページ<sup>2</sup>及び下山支所地域振興担当にあります。

2 豊田市HP 組織から検索 社会部 下山支所 下山地区わくわく事業



## 審査

審査方法 下山地域会議による公開審査を行い、その結果を踏まえ市長(下山支所長)が決定します。書類審査及びプレゼン審査を行います。

審査日時 平成23年 5月 7日(土)午前9時から

審査場所 下山交流館 2階 多目的ルーム

説明項目 申請団体は次の項目について説明していただきます。

団体の概要 事業の目的 活動内容  
必要経費の説明

審査基準 補助要綱に適合しているか

事業計画の妥当性・社会的公益性・地域貢献性・  
発展性・将来性・継続事業は成果の検証など



問合せ先（下山地域会議事務局）

豊田市 社会部 下山支所地域振興担当 TEL 90-2111

項 目	(1)補助対象経費と認められない事例 (2)限度額・条件を定める事例	
報償費	(1)講師料、出演料以外(団体の構成員に対する謝礼は対象外)の経費。 例)参加者全員に配布する参加賞、ゲームなどの景品 (2)講師謝礼の補助上限額は1講師につき1回10万円とする。(交通費は除く)	
人件費・賃金	(1)補助事業を推進するために必要性が十分説明できない経費。	
需用費	消耗品費	(1)イベント用の箸・皿等飲食に必要なもの。 (1)Tシャツ・ユニフォーム・法被などで、団体や個人の受益にとどまるもの。
	食糧費	(1)団体の構成員や団体の活動への参加者に対する食糧費。ただし、団体の構成員に対する会議・作業時のお茶代は可。 (2)ただし、次の場合は対象とする。講師や出演者への依頼内容が、午前・午後にわたり、謝礼を払っていない時の、単価1,000円以下の食事。
	印刷製本費	(2)冊子は個人に対する配布用の場合、全額もしくは団体負担を求め、配布先を明らかにした上で必要部数を定める。 (2)チラシなどは、事業規模に応じた適切な印刷部数とし、単価を100円未満とする。
	燃料費	(2)草刈機・チェーンソーに使用する混合燃料は、申請時の時価(申請額)を限度とする。
賄材料費	(1)補助事業を推進するために必要性が十分説明できない経費。 食べ物不可。	
旅費	(1)補助事業を推進するために必要性が十分説明できない経費。 例)慰安的な要素の強い視察研修の旅費	
保険料	(1)ボランティア保険、レクリエーション保険等必要最小限の保険以外のもの 例)団体が所有する備品などの保険料	
修繕費	(1)補助事業を推進するために必要性が十分説明できない経費。 例)集会施設や集会施設備品、ごみステーション、防犯灯などの自治体運営に関わるものの修繕	
委託料	(1)補助事業を推進するために必要性が十分説明できない経費。 (1)特別な知識、技術を必要としない丸投げの委託料。	
使用料・賃借料	(1)補助事業を推進するために必要性が十分説明できない経費 例)慰安的要素の強い視察研修のためのバス費用 (1)会員所有の自家用車(乗用車、軽トラック等)の使用料、借用料。 (2)例年開催される賃借料は5年を限度とする。	
工事請負費 見積り必要	(1)補助事業を推進するために必要性が十分説明できない経費。 (1)特別な知識、技術を必要としない丸投げの工事請負費。	
原材料費	(1)地域資源を有効活用できる経費 例)安易にベンチの材料として木材を申請するのではなく、山の木材等を活用し、環境整備も含めて地元で調達してほしい。	
備品購入費 見積り必要	(1)補助事業を推進するために必要性が十分説明できない経費。 (1)個人の所有と区別が十分説明できない経費。(例)車、パソコン等 (2)疑わしいものは単価20,000円で判断し、それ以外で20,000円以上のものは50%補助。	

団体の存続運営に必要な経費(事務所の土地代・賃借料・電話通話料・運営経費・人件費・備品・消耗品等)は補助対象経費になりません。